

『スポーツ保険 | 補償内容』

• 対象となる団体活動

アマチュアスポーツ活動（指導・審判を含む）

※学校および保育所の管理下の活動は補償の対象にはなりません。

• 傷害保険金額

死亡	後遺障害（最高）	入院（1日につき）	通院（1日につき）
2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円

• 賠償責任保険支払限度額（免責金額なし）

対人・対物賠償 合算1事故5億円

ただし、対人賠償は1人1億円

• 突然死葬祭費用保険支払限度額

突然死（急性心不全、脳内出血など）に際し、

親族が負担した葬祭費用 180万円

『公益財団法人 スポーツ安全協会 ネット専用照会窓口』

運用時間：9時30分～17時30分

土、日、祝日、12月28日～1月4日、12月10日（創立記念日）を除く。

0570-087109（固定電話）

市内通話料金のご負担での通話が可能です。

携帯電話、PHSおよび一部固定電話からはご利用いただけません。

03-5510-0033

『東京海上日動 東海スポーツ安全保険コーナー（三重県）』

フリーダイヤル：0120-789-057

TEL：052-201-9654

〒460-8541

FAX：052-201-9649

愛知県名古屋市中区丸の内2-20-19

※事故の際の保険金請求に関するお問合せは、こちらからお問い合わせ下さい。

+ 保険金が支払われない主な場合 +

1、次のような事由により生じた場合

- 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失
- 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯び運転
- 被保険者の脳疾患、疾病（**心臓疾患を含む。**）心神喪失
- 被保険者の妊娠、出産、流産。外科的手術その他の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除く。）
- 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱（テロ行為によるケガは対象となります。）、放射線汚染など



2、むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの

- ### 3、学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の傷害（ただし、大学、短大、専門学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われます。）



4、ご加入の加入区分で補償できない活動を実施している間に生じた傷害

5、AW区分「団体での活動中および往復中」以外における熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒

6、次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません。

- 急性心不全、脳内出血などの突然死（突然死葬祭費用保険の対象となります。）
- **野球肩、野球肘テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他、急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害**
- **成長痛、加齢に伴うもの（変形性膝関節症、変形性腰椎症、腰椎分離症など）** など

7、他の身体の障害または疾病の影響

ケガを被ったとき既に存在していたケガや病気の影響により、ケガの程度が加重された場合は、支払われる保険金が削減されることがあります。

8、日本国外での事故および補償期間外に発生した事故

など